

○佐藤仁一副委員長 続いて、公明党県議団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて十五分です。遠藤伸幸委員。

○遠藤伸幸委員 公明党県議団の遠藤伸幸です。まず養殖施設等緊急対策事業について伺います。

七月三十日にロシアのカムチャツカ半島付近で発生した地震に伴う津波では、気仙沼市のカキ養殖を中心に甚大な被害が生じました。九月十六日に公表された最新の被害状況では、水産業関連の被害額が二億八百万円を超えており、まだ調査中の地域がありますので、被害額は今後更に増えると見られます。県は、令和四年一月のトンガ沖の火山噴火に伴う潮位変化被害の際と同様に、被災した養殖施設や漁具等の回収・廃棄費用の補助と、漁業経営サポート資金による資金繰り支援を実施する方針を示されました。迅速な対応を評価しますが、一方で今回は施設被害の比重が特に大きい点が特徴です。トンガ災害のときは、被害の大部分を占めた塩竈市で施設被害額が約三千三百万円、水産物被害が約六千八百万円でしたが、今回は気仙沼市で施設被害額約一億二千七百万円、水産物被害約六千二百万円と構成が大きく異なっています。なりわいの継続に不安を抱えている漁業者を支えるためには、前例にとらわれず、現場の実情に即した支援策を講じていくことが肝要と考えます。さて、養殖施設等緊急対策事業は、津波で破損した養殖施設・漁具の回収・廃棄費用について、県が六分の一から三分の一を支援する仕組みですが、カキの養殖いかだは、壊れてはいてもカキを収穫してから回収・解体・廃棄を行う必要があります。中にはカキの収穫まで約二年を要する被災いかだもあるとうことですから、支援対象期間を可能な限り長期にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、トンガ災害の際は、この事業に千二百万円の予算を計上したもの、県費の執行は、その僅か七%の約八十五万円にとどまりました。今回は県の負担率を引き上げて、市や漁業者の負担軽減を図るべきではないかと思いますが、御所見を伺います。

○中村彰宏水産林政部長 漁業者による被災した施設の復旧は、他の養殖作業と並行して行われる場合が多く、一定程度の期間を要するものと考えております。その間はしっかりと継続して支援を行っていく必要があるものと認識をしております。このため、過去の災害においては、予算を翌年度へ繰り越し支援を継続した事例もございます。今回も復旧状況を確認しながら完了まで支援に努めてまいります。なお、県の負担率につき

ましては、過去の災害対応を踏まえ、これまで同様、回収に要する経費は六分の一以内、廃棄処分に要する経費は三分の一以内が適当であると考えております。市町と連携し支援することによりまして、漁業者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○遠藤伸幸委員 被害を受けた養殖業者からは、できる限りこの廃棄や処分に係る費用は抑えて復旧に充てたいという希望が寄せられております。トンガのときとは大分状況が異なっておりますので、ぜひ柔軟な対応を検討していただきたいと思っております。

予算を二千万円用意したと、安心してくれと言いながら、実際は大した支援がなかつたということでは、行政への不満が高まってしまう。かえつて高まってしまうのではないかと思いますので、ぜひ現場の実情をよく聞いていただきて、柔軟な対応をお願いしたいなというふうに思つております。

次に、県では当面の資金繰り支援として、漁業経営サポート資金を適用し、八月十九日から最大五百万円の無利子融資の申込みを受け付けております。一方、トンガ災害では、これに加えて最大一千万円の低利融資が受けられる水産業災害対策資金も発動しました。被災したカキ養殖漁業者からは、多額の復旧費用が見込まれるため、水産業災害対策資金の融資も利用できれば助かるとの声も頂いております。今回も同資金の発動を前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村彰宏水産林政部長 水産業災害対策資金は、災害により水産施設や水産物等に被害を受けた漁業者に対して、施設の復旧費や種苗購入費、当面必要な人件費などの運転資金を低利で融資するものでございます。この資金は、災害の適用基準を県の要綱で定めておりまして、水産業被害額がおおむね三億円以上で、知事が経営に大きな影響があると認めて指定した災害について適用することとしております。今月十六日現在における水産業関連の被害額は合計一億八百三十九万七千円と報告されておりまして、現時点では、災害対策資金の適用基準である三億円には達していない状況でございます。一方で、被害の大きかった気仙沼市大島地区などで被害額の詳細がまだ明らかになつておませんので、県としては、引き続き被害状況の把握に努めてまいります。また、この資金は漁業者に融資を行う金融機関に対し、市町と連携して利子の一部を補給する制度であります。市町が利子補給を行つた場合に、県が市町に対して利子補給補助金を交付する仕組みとなつております。県といたしましては、被災した漁業者の資金需要の把握

に努めるとともに、関係する市町との協議を行い、融資機関の意向も確認しながら、災害対策資金の発動と利子補給支援の実施について検討してまいりたいと考えております。

○遠藤伸幸委員 ゼひ検討をお願いします。トンガの時は一億数千万円でも発動したということでおございまして、今回も気仙沼に限つて見れば非常に大きな被害でございますので、ぜひ、そこは前向きに検討して、市とも協議をしていただければと思つております。

次に、カキ養殖施設の復旧に向けて、国の支援策はどのようなメニューを活用できるのか、制度の概要を伺います。

○中村彰宏水産林政部長 まず、国の支援制度といったとしては、漁業共済制度が基本となりまして、養殖施設の損壊による被害が発生した場合は、漁業施設共済を活用することとなります。国の支援事業といったとしては、共同利用施設の整備等を支援する浜の活力再生・成長促進交付金や漁具等の整備を支援する水産業成長産業化沿岸地域創出事業などが活用可能となつております。

○遠藤伸幸委員 施設共済につきましては、なかなか掛金が高いという状況があつて、非常に加入率が低いというふうに伺つておりますし、やはり普及していくためには、別の国の支援を活用していかなければいけないというのが実態だと思います。被災した漁業者が国の支援策を有効活用できるように、県としてきめ細かくサポートとともに、県費によるかさ上げ支援をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。また、令和六年度九月補正から実施している養殖業環境変動緊急対策事業においては、施設や資材の導入に活用できることから、来年度以降も継続及び拡充をぜひお願いしたいというお声も頂いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、御所見を伺います。

○中村彰宏水産林政部長 県としては、安定的な生産基盤の構築に向けて、国の支援策を有効活用できるよう、市町や漁業協同組合、漁業者等の皆様の意見を伺いながら、計画策定など必要な手続についてしっかりとサポートしてまいります。また、今回計上いたしました養殖施設等緊急対策事業は、漁業共済制度や国の補助事業が対象としない、被災施設の改修及び廃棄処分に要する経費を予算化したものでございまして、国の制度と併せて、漁業者の負担を軽減し早期再開を支援するものでございます。また、養殖業環境変動緊急対策事業につきましては、海洋環境の動向を注視するとともに、漁業協同

組合及び漁業者等の皆様からの御要望も踏まえながら、来年度以降の継続についても検討してまいりたいと考えております。

○遠藤伸幸委員 すみません、かさ上げの支援について触れていただきましたか。

○中村彰宏水産林政部長 県のかさ上げにつきましては、国の事業の活用、あるいは漁業共済制度の周知等を図ることによりまして、国と県の役割分担をしっかりととした上で漁業者の負担軽減に努めていくということで、県のかさ上げは現時点では考えていないという状況でございます。

○遠藤伸幸委員 残念ですけれども、次に、農業用水確保応急対策事業について伺います。

これは七月から九月にかけて、農業用水の確保に要した経費や人件費等を県が二分の一補助するものであります。一方、農水省では七月三十日に渇水・高温対策本部を設置し、ポンプの調達や設置、運転等に要する費用などを支援する方針を打ち出しました。県と国の渇水対策について、その違いや関係性などを整理して御説明ください。

○石川佳洋農政部長 国の事業につきましては、今年八月一日からかんがい期間終了まで行う番水に係る人件費、あるいは応急ポンプの導入・運転などに要する経費を補助するものとしてございます。一方、今回計上しております県事業では、国の補助に含まれない七月一日から七月三十一日までの期間も対象に加えているほか、水路の土砂撤去等も補助対象としているところでございます。県としては地域の要望を踏まえ、国や関係機関とも緊密に連携しながら、きめ細かな支援を行っていくこととしてございます。

○遠藤伸幸委員 国庫補助の活用に当たっては、土地改良区や農協等の現場の負担をできる限り軽減する形での運用が必要と考えますが、県としてはどうお考えか、お伺いします。

○石川佳洋農政部長 国庫補助事業の活用に当たりましては、事務手続の迅速化・効率化を図りまして、事業主体となる市町村あるいは渇水に取り組んだ土地改良区の負担を軽減し円滑に事業を推進していくことが重要だというふうに考えてございます。このため県では、それぞれ関係機関への事前の説明会を開催し、活用に関します質疑応答集の作成、こういったものに取り組みまして、事業の周知あるいは理解度の向上に努めてきたところでございます。加えまして国庫補助事業と県事業、支援内容が重なる部分もござります。

ざいますので、申請の様式・必要書類の共通化など、現場の方々の更なる事務負担の軽減を図ることにしてございます。

○遠藤伸幸委員 次の質疑は、中長期的な水不足対策についてですが、八島委員、菊地委員の質疑で御答弁がありましたので割愛をさせていただきます。

次に、地域ポイント導入支援事業についてでございますが、これもこれまで答弁がありましたので若干割愛させていただきまして、みやぎポイントを利用できる店舗は現在県内に一千百十一店舗と伺っておりますが、ポイント取得の機会が限られているため、多くの店舗では利用されていない状況ではないかと思います。私の知り合いの飲食店でも利用可能店舗に登録したもの、これまで一度も利用がないということでした。先日の一般質問でも熊谷一平議員が、みやぎポイントをデジタル地域通貨として発展させてはどうかと提案しておりましたが、今後、アプリ利用者がみやぎポイントをチャージできる機能や登録店舗での買物に応じてポイントを付与する機能の実装も検討したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○梶村和秀企画部長 みやぎポイントができる限り多くの県民の皆様に、ふだんの買物や食事など、様々な機会に使っていただくには、ポイント付与総額の増加及びポイントの利用機会の増加が重要であると考えてございます。そのためには、御指摘のようなポイントをチャージできる機能や登録店舗での買物に応じてポイントを付与する機能を新たに取り入れることは、効果的な対策になり得ると考えられますので、それらの機能を先行して導入している他自治体事業を調査しながら、実現可能性について研究してまいりたいと考えてございます。

○遠藤伸幸委員 全部のポイントの原資が税金だと思うのですけれども、チャージできるようになれば、日常的に活発に使われて地域経済の活性化にも役立つアドバイスになるのかなというふうに思っております。県内でも名取市の「なとりコイン」がチャージ可能なデジタル地域通貨としてサービスが始まっていますので、市町村とも連携して検討を進めていただければと思います。

最後に、「みやポイ活」のキャンペーンの提案です。障害者支援の一環として、障害者の皆さんができる商品を購入した場合に、このみやぎポイントを取得できる取組を実施してはどうかと思いますが、御所見を伺います。

○村井嘉浩知事 障害のある方々の工賃向上に向けては、各事業所の売上げ増加につながる取組が重要でありますことから、今後のキャンペーンの一つとして、みやぎポイントを取得できる取組につきましても、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。また、障害のある方々が制作した商品を購入する際に、みやぎポイントを利用できることで販売促進につながる可能性があることから、県庁一階県民ロビーで開催しております「働く障害者ふれあいフェスティバル」などの販売イベントにおいて、みやぎポイントが利用可能となるよう各事業所と調整を進めてまいりたいと考えております。

○遠藤伸幸委員 ありがとうございました。終わります。